

J R 四国労組ニュース

平成28年12月13日（No.11）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

税制改正大綱が決定！

税制特例措置による支援の延長に向け大きく前進！

二島特例・承継特例（5年延長）

J R四国労組は、今年度末で期限切れを迎える税制特例措置（二島・承継特例等）の延長・恒久化に向け、今日まで組織の総力をあげ支援策実現に取り組んできました。

その結果、12月8日に平成29年度税制改正大綱が決定され、二島・承継特例が5年間延長されることとなりました。

このことは、J R連合を中心に地方議会での意見書採択及びJ R四国労組全組合員で総力をあげて取り組んだ署名活動等様々な行動、並びに「J R連合国会議員懇談会」、「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」及び「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」において当該税制特例措置の必要性を繰り返し訴えたことが評価され決定に至りました。

今回の政策実現行動に対し、ご協力頂きました国会議員各位、県・市・町議各位、並びに各県協をはじめ組合員の皆様に心より御礼を申し上げます。

税制特例措置の具体的な内容

【二島特例を5年延長】

北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る固定資産税、都市計画税の課税標準を1/2とする軽減措置を5年延長

【承継特例を5年延長】

北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社が国鉄から承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税、都市計画税の課税標準を3/5とする軽減措置を5年延長

以上